

三芳町ダイレクト型制限付一般競争入札共通事項（電子入札）

ダイレクト型制限付一般競争入札を電子入札における執行にあたり、共通で適用する事項を次のとおり定める。

平成23年 4月 1日

三芳町長 林 伊佐雄

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のすべての要件を満たす者とする。
  - ① 公告日現在有効な三芳町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
  - ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
  - ③ 当該工事等の公告日から落札者決定までの期間に、三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (2) 事業所の所在地とは、三芳町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている所在地をいう。
- (3) 本支店等とは、本店及び支店、営業所を含むもので、かつ、当該本支店等に三芳町と契約締結の権限を有する者を置く者をいう。
- (4) 公共機関等とは、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に定める法人を含む。）又は地方公共団体をいう。
- (5) 埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札であるため、電子入札システムに利用者登録を行った者であること。
- (6) 入札に参加を希望する者は、工事等案件ごとに定める期間に、電子入札システム内の入札情報公開システム（以下「情報公開システム」という。）に掲示された「ダイレクト入札参加申請書. pdf」ファイルを添付して、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する。

2 落札者の決定及び入札参加資格の確認

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内において、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし最低制限価格を設定している場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者（以下「落札候補者」という）とする。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、入札参加資格確認申請として次に掲げる書類を当町より指示する日時までに三芳町長に提出しなければならない。なお、入札参加資格の確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の確認は行わない。
- ① 提出書類
- ・ダイレクト型制限付一般競争入札参加資格確認申請書
  - ・公共施設等の施工実績調書
  - ・配置予定技術者届
  - ・最新の経営事項審査結果通知書の写し
- ② 提出日時については、工事等案件ごとの落札候補者に対して、当町より連絡するものとする。
- (4) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加資格確認書類が提出された日から起算して3日以内（休日等を除く）に連絡する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- (5) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、(4)の連絡を受けた日から起算して2日以内（休日等を除く）に、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
- (6) 落札候補者が提出期限内に(3)で定める入札参加資格確認のための書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

### 3 設計図書等

- (1) 工事等案件ごとに定める方法において閲覧又は貸出を行う。
- (2) 貸出を受けた場合は、随時郵送又は持参により工事等担当課まで返却すること。

### 4 設計図書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出方法

設計図書等に関して質問がある場合は、工事等案件ごとに定める受付期間内に、質問書を電子入札システムにより提出すること。質問に対する回答は、工事等案件ごとに定める日に電子入札システム上にて掲示する。ただし、工事等案件ごとに別に定めがある場合はこのかぎりでない。

### 5 入開札の執行

- (1) 入札書提出（入力）期間は、工事等案件ごとに定める。（電子入札稼働時間に留意すること。）
- (2) 開札日時は、工事等案件ごとに定める。

### 6 入札方法等

- (1) 次の入札書類等を電子入札システムにより提出すること。

#### ① 入札書

- ② 入札金額見積内訳書（様式は入札情報公開システムに掲示する。）

## 7 入札の無効等

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 当該一般競争入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (3) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (5) 入札金額内訳書の提出のない入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 入札結果の公表

落札を決定した日以降に入札情報公開システムに掲載する。また、入札結果を三芳町庁舎4階情報資料室にて公表する。

## 9 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第28号）の定めるところにより、議会の議決に付きなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約とする。

## 10 その他

- (1) 各工事等案件公告の写し及び入札関連書類は、入札情報公開システムに掲載し、閲覧及びダウンロードできる。
- (2) 現場説明会は、開催しない。
- (3) 入札保証金は、免除する。
- (4) この告示によるほか、三芳町契約規則、三芳町建設工事等に係る入札予定価格等の公表要領、三芳町ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領、三芳町公共工事等電子入札運用基準及び三芳町建設工事請負等競争入札参加者心得により入札を行う。
- (6) この告示についての事務取扱いは、通常の上三芳町役場開庁日及び開庁時間内とする。

## 11 問合せ

三芳町役場 財務課 管財契約係

電話049-258-0019（内線）416